

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 市町村の推進体制の整備等

①高崎市の庁内組織

本市では、中心市街地活性化を担当するセクションとして、商工観光部産業政策課内に「中心市街地活性化担当」を設置し、職員3名体制で基本計画に関する業務全般を行っています。

平成31年1月に、庁内の関係17課から事業調査を行い、掲載事業の検討と調整を行いました。掲載事業については、担当者による協議を継続的に行っています。

さらに、第2期基本計画の事後評価と第3期基本計画策定に向け、庁内の中心市街地活性化推進体制として平成10年9月に設置した「高崎市中心市街地活性化対策推進本部」を開催し、部局間の調整を行いました。(平成19年5月～令和元年12月にかけて、合計で6回の推進本部会議を開催)

■基本計画に関連する庁内組織

	部局名	課名
1	総務部	企画調整課
2		文化課
3		スポーツ課
4	財務部	財政課
5	市民部	地域交通課
6	福祉部	長寿社会課
7	商工観光部	産業政策課
8		商工振興課
9		観光課
10	農政部	農林課
11	建設部	土木課
12		建築住宅課
13	都市整備部	都市計画課
14		都市集客施設整備室
15		市街地整備課
16		公園緑地課
17	教育部	文化財保護課

■高崎市中心市街地活性化対策推進本部の構成員

	部局名	職名	備考
1		副市長	本部長
2	商工観光部	商工観光部長	副本部長
3	総務部	総務部長	
4	財務部	財務部長	
5	市民部	市民部長	
6	福祉部	福祉部長	
7	農政部	農政部長	
8	建設部	建設部長	
9	都市整備部	都市整備部長	
10	教育部	教育部長	

②市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

令和2年1月29日に開かれた、市議会市民経済常任委員会に「第3期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）」の概要と策定の進捗状況を説明し、了承されました。また、この素案は、委員会報告後、全ての市議会議員に資料を配布し、周知を行いました。

③フォローアップ体制

様々な中心市街地活性化施策に効果的に取り組むため、適正で効率のよい進行管理を商工観光部産業政策課で行うこととします。

具体的には、第3期基本計画に位置付けられた事業について、目標の達成状況を把握するため、定期的に庁内事業所管課から進捗状況の報告を受けるものとします。

報告された事業の進捗状況から見直しや改善を加え、最大限の効果の発現を目指します。

(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第3期基本計画の策定では、令和元年12月に協議会を開催し、計画の素案についての検討や意見交換等を行った結果、次の意見書が市長あてに提出されています。

■協議会の開催経過等

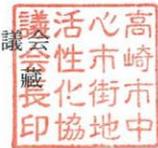
会議名	概要
中心市街地活性化協議会 (令和元年 12 月 25 日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 (令和 5 年 1 月 12 日)	第 3 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (令和 5 年 5 月 16 日)	第 3 期基本計画の変更について

■高崎市中心市街地活性化協議会の意見書

令和2年1月15日

高崎市長
富岡賢治様

高崎市中心市街地活性化協議会
会長 児玉正



第3期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）について（意見書）

高崎市中心市街地活性化協議会は、第3期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）（以下「基本計画素案」という。）について、概ね妥当であると判断いたします。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり配慮していただくようお願いいたします。

1 各事業の実施について

中心市街地の更なる賑わいや活力の向上は、将来に向かって高崎市が新たな都市発展を図る上で必要不可欠である。

このことを実現するには、基本計画素案が掲げる基本理念「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する『賑わい・交流・文化都心』の形成 ～関東と信越を「つながる都市」から「中心都市」「創造都市」へ～」及び基本理念に沿った目標である「来訪者で賑わう集客ゾーンの形成」、「市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成」、「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」の達成に向けて、基本計画素案に掲載された事業を各主体において確実に実施することが重要である。

2 長期的な視点を取り入れた中心市街地の活性化について

基本計画素案に沿って、今後、各事業を実施していくとともに、下記の意見を取り入れ、長期的な視点に立った中心市街地の活性化を望む。

(1) 第2期計画期間中に整備した大規模都市集客施設等の有効活用により、更なる交流人口の拡大を図るとともに、まちなかの魅力や回遊性を高める取り組みを官民一体となって継続することにより、高崎駅周辺に集中する賑わいの効果を中心市街地全体に波及させる必要がある。

(2) 少子高齢化による人口減少が危惧されるなか、高崎市の都市機能が集中する中心市街地の活力を低下させることのないよう、居住誘導施策によるマンション等の住宅供給の促進と地域活動の支援による新旧住民間のコミュニティ形成を図り、居住人口の維持、増加に努める必要がある。

高崎市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 高崎商工会議所及び一般財団法人 高崎市都市整備公社(以下「設置者」という。)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高崎市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)並びに内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員の中から設置者が委嘱する。

- (1) 高崎商工会議所
- (2) 一般財団法人高崎市都市整備公社
- (3) 高崎市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
 - 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
 - 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。
 - 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高崎商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員(代理を含む)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、高崎商工会議所が処理する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

本規約は、平成19年12月18日から施行する。

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

令和5年4月1日現在

(順不同・敬称略)

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	串田紀之	会長
			専務理事	石綿和夫	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第15条第1項関係 (中心市街地整備推進機 構)	一財)高崎市都市整備 公社	専務理事	新井俊光	副会長
市街地の整 備改善	法第15条第4項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	福島貴希	
			都市整備部長	清水博幸	
商業活性化	法第15条第4項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		(株)スズラン高崎店	執行役員店長	高橋英二	
		(株)高崎高島屋	代表取締役社長	桜庭周清	
公共交通機 関の利便増 進	法第15条第4項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員 高崎支社長	南沢千春	
関係行政機 関	法第15条第7項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	手島英之	
	法第15条第7項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部産 業政策課	課長	上山英人	
地域経済代 表	法第15条第8項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	片山政明	
地域メディア	法第15条第8項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	大山駿作	
観光	法第15条第8項関係 (観光)	一社)高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

※法第15条第1項: 中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※法第15条第4項: 基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村

※法第15条第7項: 関係行政機関等、必要があると認める者

※法第15条第8項: 必要な協力を求めることができる者

(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

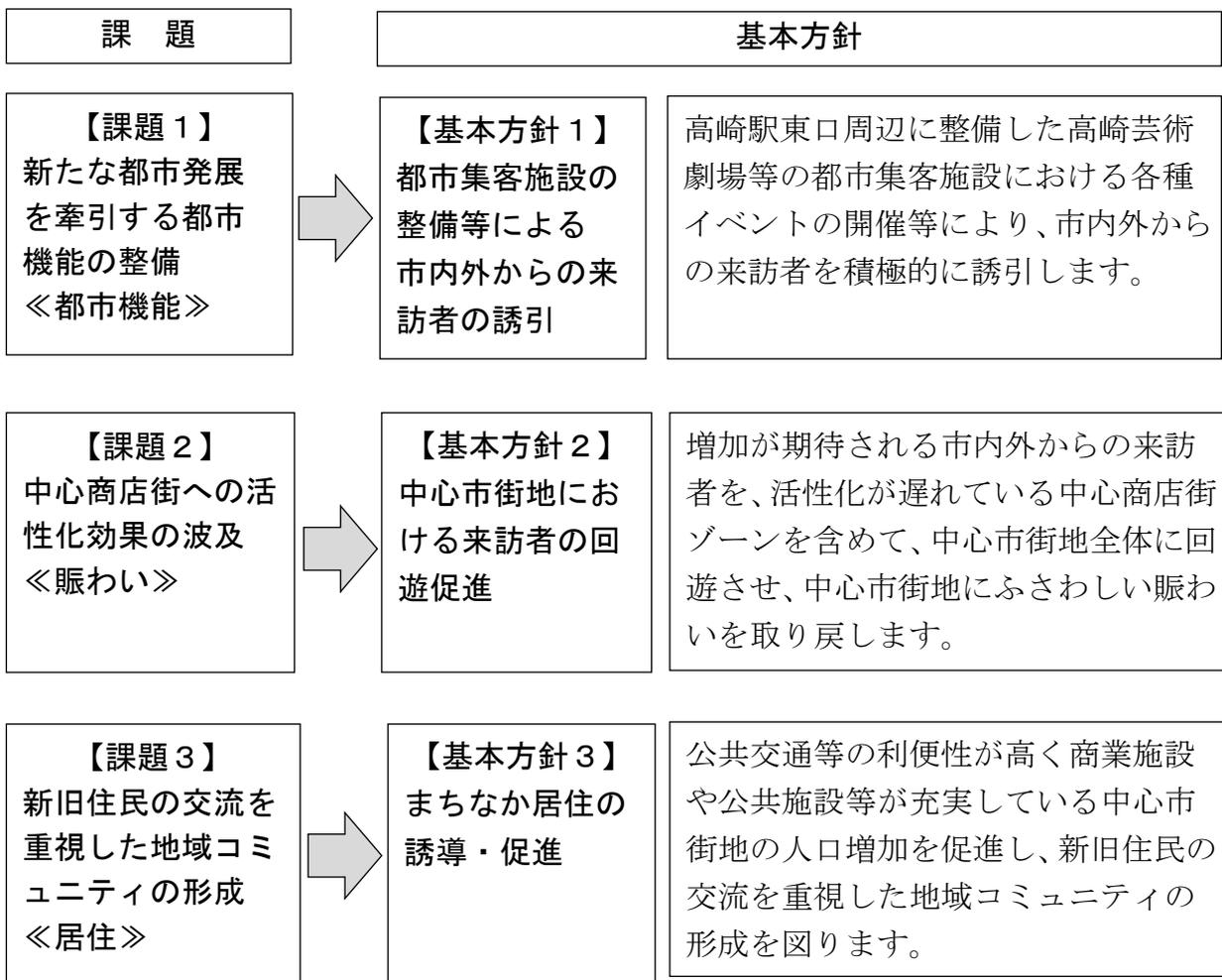
① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

第2期基本計画の進捗状況と目標達成状況（P.26～27）や地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析（P.5～23）、さらに、市民ニーズの把握（P.24～25）を踏まえて、第3期基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進を次のように展開します。

第2期基本計画で位置づけた事業は概ね実施することが出来、この結果、高崎駅周辺では賑わいの創出が図られました。一方、中心商店街では、歩行者・自転車通行量が伸び悩んでおり、引き続き活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

このような状況を受けて、第3期基本計画では、高崎駅東口周辺に整備された高崎芸術劇場やGメッセ群馬のほか、今後整備予定の高崎駅東口栄町地区再開発ビル等の都市集客施設のハード事業が先導し、その事業効果をソフト事業で中心市街地全体に波及させるという戦略方針の下、以下の3つの基本方針に沿って、多様な施策を積極的に展開します。

■基本的な方針（再掲）



②様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

中心市街地を活力あるまちに育てていくため、行政、事業者、関係機関が中心となり、継続と安定した都市基盤の整備を行うとともに事業者は魅力ある店づくりを行い、まちなか居住者や来訪者とのコミュニティの形成に繋がります。

さらに、中心市街地の新たな発見や、まちを育てる過程に多くの市民に参加してもらうため、NPOなどの団体のネットワークやノウハウを活用した市民ニーズの把握を図りながら、本市の特色を活かした中心市街地づくりに官民が連携して一体的に取り組むこととします。

中心市街地では、大型店と周辺商店街の活性化を目的とした「高崎商都博覧会」や、地元事業者・行政・まちづくり団体の連携による「高崎えびす講市」など、様々なまつりやイベントが継続して行われています。

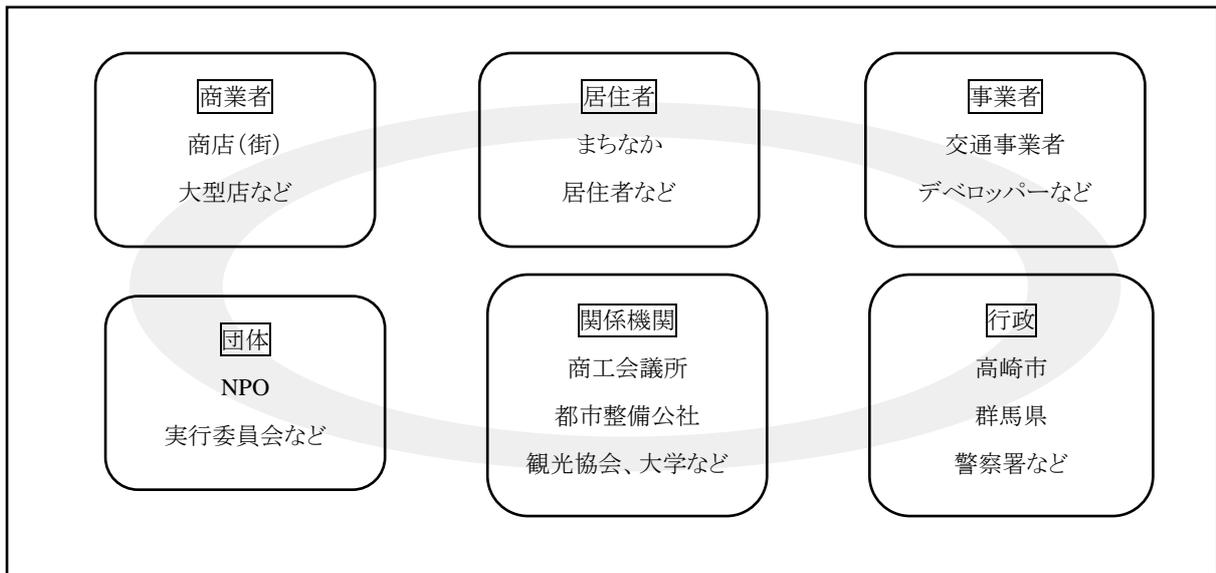
また、大雪で一部が崩落し、平成29年にリニューアルオープンした中央銀座アーケード街では、行政と地元商店街等が連携して新規出店者の誘致やイベント開催など、新たな賑わいの拠点づくりに取り組んでいます。

そのほか、平成25年6月に地元事業者・行政・まちづくり団体等の連携により復活した高崎文化の象徴である喫茶「あすなろ」は、高崎経済大学との連携のもと、学生を主体としたまちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業として継続的に実施されています。

さらに、第2期基本計画を1年延長する際に追加した「北関東合同ライブ」（第3期基本計画掲載事業名は「ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも」）など、新たなイベントが関係団体の連携により数多く実施されています。

今後も、中心市街地の賑わいづくりに加えて、社会問題化している空き家対策や地域ブランドの開発、地域づくりを担う人材育成等の取組みを官民一体となって進めていきます。

■地域ぐるみの取り組み体制



■中心市街地活性化協議会を中心とした事業・措置の一体的推進の流れ

